

# 新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。是非活用を御検討ください。



## 1. 感染予防の取組等への支援


項目・対象等	支援内容	照会先
<p><b>□ 衛生資材の確保支援</b> (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。)</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>□ 随時、県に寄贈された衛生資材や県が購入した衛生資材を配布します。</p> <p>※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。</p> <p>※ アルコール消毒液は、県の負担で購入できる国の優先確保スキームの活用を概ね1ヶ月に1度ご案内しています。詳細は県の事務連絡をご確認ください。</p>	<p>兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p><b>【申請受付中です！】</b> ← <b>申請締め切りが迫っています！早めの申請を！</b> (締切:令和3年1月31日)</p>		
<p>事業所等における感染症対策支援事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等が感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費に対して支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費。衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、面会室の改修費、タブレット等のICT機器の購入等費用 等。</p> <p>※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(53.4万円/事業所) 等</p>	<p>兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 (連絡先) 078-362-3056</p>
<p>事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等に勤務する職員に慰労金を支給します。</u></p> <p>※ 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所等に勤務し、利用者と接する職員:20万円、その他の事業所等の職員:5万円 等。</p>	
<p>介護サービス再開に向けた支援事業</p> <p>【支援対象】訪問、通所事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所を支援します。</u> ※令和2年4月1日以降。3,000円/利用者(訪問)等。</p> <p>□ 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために<u>必要な感染症防止のための環境整備</u>を行った在宅サービス事業所を支援します。</p> <p>※令和2年4月1日以降の経費。支援額:在宅サービス事業所当たり20万円。</p>	

項目	支援内容	照会先
□ 施設整備支援	<b>【今年度の募集は終了しました！】</b>	
個室化改修支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】今年度の募集終了	<b>【今年度の募集終了！】</b> <input type="checkbox"/> 事業継続が必要な介護施設等で、感染を疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助します。 ※ 補助率：定額(上限：97.8万円/床、下限：なし)	<b>【政令市・中核市以外の広域施設】</b> 兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)2951 <b>【上記以外】各市町</b>
簡易陰圧装置、換気設備の導入支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】市町ごとに異なります	<b>【申請受付中です！】</b> <input type="checkbox"/> (Ⅰ)介護施設等に於いて感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するため、簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用を補助します。(Ⅱ)換気設備の設置に必要な費用について補助します。 ※ 定額(上限 (Ⅰ)432万円/台 (Ⅱ)4,000円/m <sup>2</sup> )	申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。
介護ロボット等の導入支援 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】事業ごとに異なります	<b>【申請受付中です！】</b> ※介護ロボット、ICT(入所)の募集は終了しました。ICT(訪問)は11/24まで受付中。 <input type="checkbox"/> 職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、職員負担軽減や業務効率化のため、介護施設等に対して介護ロボット等の導入を支援します。 ※ 介護ロボット：補助率1/2(上限：30万円/台(移乗支援、入浴支援は100万円/台)) 等	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線) 介護ロボット2950 ICT(入所)2950 ICT(訪問)2974
<b>□ 感染管理認定看護師等による研修の実施</b> 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	<b>【申請受付停止中です。再開の際には再度周知します！】</b> <input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等による事業所等内での感染予防や衛生資材の利用方法等に関する研修(集合研修、希望に応じた事業所等への派遣による研修)を実施します。 ※ 現時点で約200名の方に研修を受講いただいているほか、25事業所等から派遣による研修等の応募があり、順次研修の実施を調整中です。受付再開時には再度周知させていただきますので、あらかじめ活用の御検討をいただきますようお願いいたします。	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107


今年度の募集は終了しました

## 2. 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
<p><b>□ 感染者等に介護を提供する際の衛生資材の提供</b></p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p><b>【申請受付中です！】</b></p> <p>□ 感染者や濃厚接触者等へ介護サービスを提供する際に衛生資材が不足する事業所等に対して、県が備蓄している衛生資材(マスク、消毒液、手袋、ガウン、ゴーグル等)を提供します。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p><b>□ 感染者が発生した場合の職員確保支援</b></p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p><b>【申請受付中です！】</b></p> <p>□ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【P5参照】</p> <p>□ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合には、事業所等の申請に応じて、<u>兵庫県協カスキームによる支援を行います。</u></p> <p>※ 現時点で約150事業所等から応募していただいております、実際にこのスキームにより複数名の方に応援に入っております。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107 又は P6を参照ください。</p>
<p><b>□ 感染が疑われる者が発生した場合の消毒・洗浄費用補助</b></p> <p>【支援対象】感染が疑われる者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】市町ごとに異なります</p>	<p><b>【申請受付中です！】</b></p> <p>□ 感染が疑われる者(高熱等)が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の<u>消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費が対象。 ※ 補助上限なし(予算の範囲内)</p>	<p>申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。</p>
<p><b>□ 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業</b></p> <p>【支援対象】利用者又は職員に感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p><b>【申請受付中です！】</b></p> <p>□ <u>利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用が生じた場合、その費用の一部を支援します。</u></p> <p>※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(32万円/事業所)等 ※ <u>感染者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した場合に限られますので、該当事例が発生した場合は、まずは、右記まで個別にご相談ください。</u></p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p> <p>※政令市・中核市に所在の事業所等は当該市担当まで照会ください。</p>

項目	支援内容	照会先
 <p><b>□ 感染者が発生した場合の初動体制確保支援</b></p> <p>【募集対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p><b>【詳細は追って周知させていただきます！】</b></p> <p>□ 県看護協会と連携し、事業所等で感染者等が発生した場合に、事業所等の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。</p>	<p>詳細検討中</p>

### 3. PCR検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
<p><b>□ 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施</b></p> <p>【募集対象】入所等 【申請時期】随時</p>	<p><b>【申請受付中です！】</b></p> <p>□ 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細は各地域の保健所に照会ください。</p>
 <p><b>□ 新規入所施設等入所者や職員に対するPCR検査</b></p> <p>【支援対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p><b>【詳細は追って周知させていただきます！】</b></p> <p>□ 希望する入所施設等を対象として新規に就職する職員や新規の入所者(短期入所の利用者も含まれます。)に対するPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細検討中</p>

## ～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- 協力施設等への支援を拡充します！ 支援項目New参照



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 現在、約150の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。(連絡先:兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール:[koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp))

支援項目	※NEWが拡充項目	県の支援内容
□ 衛生資材の供給		□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
□ 旅費の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
□ 損害保険料の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
NEW □ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担		□ 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
NEW □ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修		□ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援します。
□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等	NEW	□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。 □ 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

(注)このほか、協力施設等への応募は、介護施設等の職員に対する慰労金の対象事業所に該当することを確認するための項目の1つとなっています。

## ～ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする施設等の皆様へ ～

□ 兵庫県協カスキームが必要な場合は応援調整機関にご相談ください。



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする場合には、下の「対象施設等種別」に記載されている施設等の種別に応じて、「応援調整機関」にご相談ください。

応援調整機関	対象施設等種別
兵庫県老人福祉事業協会 (連絡先) 078-291-6822	①兵庫県老人福祉事業協会の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
神戸市老人福祉施設連盟 (連絡先) 078-351-6402	②神戸市老人福祉施設連盟の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
兵庫県介護老人保健施設協会 (連絡先)078-265-6933	③兵庫県介護老人保健施設協会の会員である介護老人保健施設
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 (連絡先)078-920-2570	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設(①から③に該当するものを除きます。) ※その他訪問による代替サービス確保等の相談も受け付けています。